

個情第1652号

平成30年11月9日

各都道府県・指定都市 番号制度担当部局長 殿

個人情報保護委員会事務局総務課長
(公 印 省 略)

個人番号利用事務等の委託に関する適切な取扱いについて

個人番号利用事務等の委託について、委託先が委託元の許諾を得ることなく、業務の一部を再委託している事案や、契約書で定められた手続を踏まずに再委託している事案など、委託先の監督状況が適切でない事案が見受けられております。

委託については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条において、「個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。」とされているとともに、同法第11条において、「個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」とされています。

については、個人番号利用事務等実施者である地方公共団体等において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に定められている委託の取扱いが遵守されているか点検するとともに、再委託において適切な取扱いを図るよう、徹底願います。

また、委託元の許諾を得ることなく再委託をしていることが判明した場合には、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応として、当委員会に報告することとされておりますので、留意願います。

各都道府県におきましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）並びに貴都道府県に関する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人等関係団体に対して、周知願います。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局 監視・監督室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1
霞が関コモンゲート 西館32階
Tel 03-6457-9834
(担当：齊藤、益岡)